

相模原地域 調達情報

平成31年3月8日公表 調達番号 相19007号

件名:トイレトペーパー等の購入【概算総価】(相模原南警察署)

見積書提出期限:平成31年3月14日(17時) 見積書提出場所 : 調達課 調達第二グループ

品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
トイレトペーパーほか	別紙「品目内訳書」のとおり					平成31年4月1日～ 平成31年9月30日	相模原南警察署 別館2階会計課 (相模原市南区古淵6-29-2) エレベーターなし

特記事項

- ・見積金額は品目ごとの税抜き単価に予定数量を乗じた金額の合計(概算総価)とし、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載することができるものとする。
- ・見積書の余白部分に見積金額の100分の108に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- ・この契約は、平成31年度予算発効時以降、効力を生ずるものとする。
- ・詳細は、別添「仕様書」のとおりとする。

同等品の確認の連絡先	所属	相模原南警察署	担当者	会計課 加藤	電話 FAX	042-749-0110 042-749-0110
------------	----	---------	-----	-----------	-----------	------------------------------

品目内訳書

番号	品名	メーカー名	型番・規格	同等品の可否	数量 A	単位	単価 B	金額 A × B
1	トイレトーパー	不問	114mm×65m 100個入 シングル 個包装有	—	30	箱		
2	ヤシノミ洗剤	サラヤ	詰替用 業務用2.7L	否	6	本		
3	キッチンハイター	花王	600ml	可	2	本		
4	ドメスト	ユニリーバ	トイレ用 500ml	可	15	本		
5	サンポール	大日本除虫菊	トイレ用 500ml	可	10	本		
6	カネヨンS	カネヨ石鹼	550g	可	5	本		
7	カビキラー	ジョンソン	本体400g	可	5	個		
8	洗たく槽カビキラー (塩素系)	ジョンソン	550g	可	10	本		
9	消臭カトイレ用	エステー	400ml 香不問	可	20	個		
10	洗濯用石鹼	ミヨシ石鹼	粉石鹼 3kg	否	6	袋		
11	ポリ袋 45L	不問	半透明 (600枚入) 0.03mm×65cm×80cm	—	10	箱		
12	ポリ袋 70L	不問	半透明 (400枚入) 0.04mm×80cm×90cm	—	3	箱		
13	ポリ袋 90L	不問	半透明 (300枚入) 0.04mm×90cm×100cm	—	4	箱		
14	軍手	不問	Lサイズ 10双入	—	2	袋		
15	ビニトップ厚手	ショーワ グローブ	Mサイズ 色不問	可	5	双		
16	台所用 食器スポンジ	アカサカ	ニュートップ 12個入	可	3	袋		
17	お風呂用 スポンジ	3M	バスシャイン BM-22K	可	3	個		
18	歯磨き粉	ライオン	ホワイト&ホワイト 150g	可	5	個		
19	花王ホワイト	花王	6個入(85g)	可	5	箱		
小 計								
消費税及び地方消費税								
合 計								

別添

仕 様 書

- 1 件名
トイレットペーパー等の購入
- 2 品目及び数量
別紙「品目内訳書」のとおり。
数量は概算数量であり、発注数量ではない。
- 3 見積金額
税抜単価に概算数量を乗じた概算総価見積とする。
- 4 内容
 - (1) 契約期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで
 - (2) 契約方法
単価契約（税込）による。見積書の余白部分に見積金額の 100 分の 108 に相当する金額を記載すること（1 円未満の端数が生じたときは、小数点第 5 位以下を切り捨て）。
 - (3) 発注及び納入期限
発注は月 2 回程度、注文書により随時ファクシミリで行うものとし、発注日の翌日から起算して 10 日以内に納品すること。
ただし、納入期限の最終日が「神奈川県の日を定める条例」に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。
 - (4) 納品場所及び方法
 - ア 納品場所
相模原市南区古淵 6-29-2 相模原南警察署 会計課
 - イ 納品方法
納品の都度、納品書を提出すること。納品書には、納品者の住所・氏名（法人名等）の表示、納品先（相模原南警察署長）の表示、納品年月日、納品場所（相模原南警察署）、納品物品の品名（規格、商品コード等）、数量、単価、金額を記入して提出すること。
 - (5) 料金の支払方法
1 ヶ月分をとりまとめて支払うこととし、当方が適法な請求書を受領した日から 30 日以内に料金を支払うものとする。1 ヶ月分の料金合計金額に 1 円未満の端数が生じる場合には、その端数金額を切り捨てた後の金額とする。
 - (6) 配送方法
自動車を使用して物品などを運搬する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2 (4) に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針 2 (5) に規定する「エコドライブ」という。）を実施しなければならない。
- 5 その他
契約した品目が製造中止などの理由により納品できない場合は、事前に任意の申請書により承認を得て、同等品を納品すること。